

1 環境管理の徹底

当社は、5つの事業所でISO14001規格の認証を取得し、これに準拠したシステムをすべての事業所で運用していました。しかし、認証取得から10年以上が経過し、環境への取組みと管理は、全社において定着し、環境経営に関する意識が着実に社員に浸透したため、2012年度に環境マネジメントシステム(EMS)の見直しを実施しました。

2013年度からは、環境アクションプランに基づく活動を事業所の業務計画に織込んで、PDCAサイクルを廻す取組みを推進しています。

2 環境に関する法規制遵守の状況

2012年度に、主要な環境関連の法令等に基づく改善勧告・命令や罰則の適用を受けた事例はありません。

環境に関連した訴訟については、2010年10月に川内原子力発電所3号機の増設計画に係る環境影響評価手続きの無効確認等を求めて提訴されましたが、2012年10月23日、鹿児島地方裁判所において原告の訴えを退ける判決が言い渡されました。

当社としましては、今後とも原子力発電へのより一層のご理解をいただけるよう、努力してまいります。

なお、環境と係わりの深いコンプライアンスに関する不適切な事例として、長崎市風致地区条例に係る届出漏れ^{*}がありました。これについては、植栽を行い景観の回復に努めるなどの処置を行っています。

^{*}:長崎市内の複数の風致地区で「長崎市風致地区における建築などの規制に関する条例」に基づく市への事前通知及び協議をしないまま伐採作業を実施していたものです。

これらについては、原因及び再発防止策等を取りまとめた報告書を長崎市に提出しています。また、伐採箇所については監督機関からの指導に基づき植栽を行うなど、景観の回復に努めているところです。

いずれの事例も、現地の法規制についての事前確認を怠っていたことが原因であり、社員の再教育および業務の進め方の見直しを行うなど、再発防止策を確実に実施しています。

3 社員の環境意識高揚

環境に関する研修や社内外講師による環境講演会などを積極的に実施し、社員一人ひとりの環境意識高揚を図っています。

(1) 研修・講演会

事業所の環境業務の担当者や入社3年目の社員を対象に、環境経営の推進やコンプライアンスに必要な知識の習得など、環境業務全般に係る社内研修を行っています。2012年度は7回の研修を実施し、476人の社員が参加しました。

また、環境に関する社外の研修・講演会にも積極的に参加しており、2012年度は、19事業所で104人の社員が参加しました。



環境担当者研修でのワーキングの様子

環境月間では、社内外講師による社員向け講演会を21事業所で実施し、587人の社員が聴講しました。



環境月間 社員向け講演会（熊本支社）